号

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十条の二第一号の規定に基づき、 免震建築物の構造方法に

関する安全上必要な技術的基準を第一及び第二に、第八十一条ただし書の規定に基づき許容応力度等計算と

条第二項第二号ただし書の規定に基づき、第二第四号から第七号までの技術的基準を耐久性等関係規定とし 同等以上に安全さを確かめることのできる構造計算を第三から第五までのように定め、併せて、令第三十六

て指定する。

第 この告示において次に掲げる用語の意義は、 それぞれ一から四までに定めるところによる。

免震建築物 建築物に作用する地震力を低減するための免震材料を設置した建築物

免震材料 平成十二年建設省告示第千四百四十六号に規定する免震材料に適合するもので、 次に掲げ

る分類に応じて、それぞれイ又は口のいずれかに該当するもの

1 支承材 水平に設置され主として鉛直荷重を支持し、 水平方向の変形により免震建築物の周期を調

整するもので、次に掲げる支持材 (復元材及び減衰材を組み合わせたものを含む。 以下同じ。 の分

類に応じてそれぞれ①から③までのいずれかに該当するも ഗ

(1) 弾性支承材 積層ゴムその他これに類する弾性体を支持材として用い たもの

(2)すべり支承材 四フッ化エチレンその他これに類するすべり材を支持材として用いたもの

(3)転がり支承材 鋼球その他これに類する転がり材を支持材として用いたもの

ダンパー

もので、次に掲げる減衰材 (復元材を組み合わせたものを含む。 以下同じ。 の分類に応じてそれぞ

速度その他変形の程度に応じた減衰の作用により上部構造の運動エネルギーを吸収する

れ①から②までのいずれかに該当するも の

(1)弾塑性ダンパー 鉛材、 鋼材その他これらに類する材料を減衰材として用いたもの

(2)流体ダンパー 作動油その他これに類する材料を減衰材として用い たも

上部構造 免震建築物のうち、 免震材料より上に位置する建築物の部分

 \equiv

第二 免震建築物の技術的基準

一下部構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 平成十二年建設省告示第千三百四十七号の規定に適合する鉄筋コンクリート造のべた基礎又は基礎

ぐいを用いた構造とすること。

基礎の底盤を、 昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号の第二の表中でに関する表に掲げる第一

種地盤又は第二種地盤 (地震時に容易に液状化するおそれのないものに限る。) に達するものとする

こと。この場合において、 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度は一平方メートルにつき五十キ

ロニュートン以上であることとしなければならない。

八 基礎の底盤 (基礎又は二の規定によって設けた地下階の上端に緊結して一体の鉄筋コンクリート造

の床版を設ける場合にあっては、 当該床版とする。) の厚さは三十センチメートル以上とし、径十二

ミリメートル以上の異形鉄筋を縦横に二十センチメートル以下の間隔で複配筋とすること。

地下階を設ける場合にあっては、土圧がその全周にわたり一様に作用していること。

上部構造にあっては、次に定めるところによらなければならない。

1 令第三章第三節から第七節の二までの規定 (令第四十二条第一項本文及び第二項、 第五十七条第五

項、 第六十二条の四第五項(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、第六十六条、第七十八条の

二第二項第三号(第七十条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十二において準用する

場合に限る。 文 基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、昭和五十七年建設省告示第五十六号第

昭和五十八年建設省告示第千三百十九号第五(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)

昭和六十一年建設省告示第八百五十九号第三(基礎に関する部分に限る。)並びに昭和六十二年建

設省告示第千五百九十八号第六第二号 (基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。) を除く。) に適合

すること。

る架構にその存在応力を伝えるように緊結しなければならない。 次に定める建築物の最下階の構造耐力上主要な部分にあっては、 八に定める床版その他これに類す

- ① 木造の建築物の柱の脚部又は土台
- ② 鉄骨造の建築物の柱の脚部

- (3)組積造、 補強コンクリートブロック造及び無筋コンクリート造の建築物の耐力壁の脚部
- (4)鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の柱又は耐力壁の脚部
- ⑤ 枠組壁工法を用いた建築物の土台
- (6)壁式鉄筋コンクリー ト造 (壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。 の建築物の耐力壁の

脚部

- (7) プレストレストコンクリート造の建築物の耐力壁の脚部
- 8 丸太組構法の建築物の土台又はこれに代わる丸太材等

八 建築面積が千平方メートルを超えないものであり、かつ、立面形状に張出し部分のないものである

ے

平面形状が長方形であり、 長辺と短辺の長さの比が四以下であること。

朩 径十二ミリメートル以上の異形鉄筋を縦横に二十センチメートル以下の間隔で複配筋とすること。 上部構造 の最下階の床版は、 厚さ十八センチメートル以上の一体の鉄筋コンクリート造とし、かつ

ただし、構造計算によって免震材料の変形に対し有害な変形が生じないことを確かめた場合にあって

は、この限りでない。

- 周囲 の構造物等との間隔を五十センチメートル以上とすること。
- 1 暴風時の上部構造の滑動を防止するための有効な措置を講ずること。
- 免震材料にあっては、次に定めるところによらなければならない。

チ

集会場、

倉庫その他これらに類する積載荷重

の変動の大きな用途に供するものでないこと。

1 下端部及び上端部をそれぞれ第二第一号八及び第二号ホに掲げる床版又はこれに類する架構に緊結

すること。

- 支承材を用いることとし、 異なる構成によるものを併用しないこと。
- 八 上部構造の柱又は耐力壁の中心線の下に釣合いよく配置すること。
- 支配面積(令第二条第二項に定める当該建築物の建築面積を支承材の総数で除した数値をいう。

が十平方メートル以下であること。

- 朩 安全限界変形が三十五センチメートル以上であること。
- 安全限界変形における免震材料の接線剛性(当該変形の近傍における免震材料の履歴特性における

荷重増分の変形増分に対する割合 (単位 ーメートルにつきキロニュートン) をいう。以下同じ。

の合計を上部構造の最下階の床面積(単位 平方メートル)で除して得た数値が、 建築物の種類に応

じ、それぞれ次の表の钬欄に掲げる数値以下であること。

八四〇		その他の建築物
七二〇	一二階建て	類する重量の小さな建築物
六三〇	一平家建て	木造、鉄骨造その他これらに
(V)	種類	建築物の種

1 免震材料の降伏荷重 (単位 キロニュートン)の合計を上部構造の最下階の床面積(単位 平方メ

トル)で除して得た数値が、 建築物の種類に応じ、次の表の心欄に定める数値以上であること。

七五	二階建て	類する重量の小さな建築物
六五	平家建て	木造、鉄骨造その他これらに
(V)	類	建築物の種

八八	の他の建築物

Z チ 免震材料の安全限界変形時のせん断力(単位 キロニュートン)の合計を上部構造の最下階の床面

上であること。

積

(単位

平方メートル)で除して得た数値が、

建築物の種類に応じ、

次の表の心欄に定める数値以

二八〇		その他の建築物
	二階建て	類する重量の小さな建築物
	平家建て	木造、鉄骨造その他これらに
(v)	類	建築物の種

IJ 免震材料の安全限界変形における減衰定数が三〇パーセント以上であること。

兀 免震材料は容易に検査及び点検が可能な位置に設け、 必要に応じて交換を行うことのできる構造であ

ること。

五 免震材料の上下の床版又はこれに類するものの間隔が、 免震材料及び配管その他の建築設備の点検上

支障のないものであること。

- 六 配管その他の建築設備が、 上部構造の変形に対して安全上支障のないものであること。
- 七 積雪時に上部構造の変形を阻害しない構造であること。
- 第三 免震建築物の構造計算

次に定めるところに従った構造計算によって安全性を確認した建築物については、 第二第一号から第

三号まで(第一号口前段、 第二号イ(令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定に限る。

- から八まで並びに第三号イの規定を除く。) の規定は、適用しない。
- 令第八十二条の六第一号及び第二号に定めるところによること。
- 二(令第八十二条の三第二号の規定に準じて計算した免震層 (免震材料を緊結した床版またはこれに類す

るものによりはさまれた空間をいう。以下同じ。)の偏心率が○・○五以下であること。

- めるところによって計算し、 地震により免震層に生ずる相対的な水平変形(以下「応答変位」という。)を次のイから八までに定 当該応答変位が免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。
- 1 免震層に設計限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期(以下「設計周期」という。
- を、次の式によって計算すること。

 $T_S = 2\pi \sqrt{\frac{M}{K}}$

この式において、 Ts, M及びKは、 それぞれ次の数値を表すものとする。

TS 設計周期 (単位 秒)

M 総質量 (上部構造の固定荷重と積載荷重との和 (令第八十六条第二項ただし書の規定に

よって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。

を重力加速度で除した数値をいう。以下同じ。) (単位 トン)

K 免震層の等価剛性(設計限界変位に相当する変位が生じている時に免震層に作用する水

平力を設計限界変位で除した数値をいう。 以下同じ。) (単位 ーメートルにつきキロニ

ユートン)

地震によって免震層に作用する地震力を、 次に定めるところによって計算すること。

(1) による免震層の等価粘性減衰定数を、次に掲げる式によって計算すること。 積層ゴム支承、 すべり支承、転がり支承及び弾塑性ダンパー(以下「履歴免震材料」という。 (2)

 $h_{\rm d} = \frac{0.8}{4\pi} \frac{\sum \Delta Wi}{\sum Wi}$

この式において、 hą 脳及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

 h_d 履歴免震材料による免震層の等価粘性減衰定数

ΔWi 免震層の設計限界変位時に各履歴免震材料に生ずる変形が最大となる場合における履

歴特性を表す曲線により囲まれた面積(単位 キロニュートンメートル)

免震層の設計限界変位時に各履歴免震材料に生ずる変形にその際の各免震材料の耐力

Wi

を乗じて二で除した数値(単位 キロニュートンメートル)

流体ダンパーによる免震層の等価粘性減衰定数を、次に掲げる式によって計算すること。

 $0.9 \, \mathrm{Ts} \sum \mathrm{Cvi}$

この式において、 hų Ts, Cvi及びMは、 それぞれ次の数値を表すものとする。

 $h_{\boldsymbol{v}}$ 流体ダンパー による免震層の等価粘性減衰定数 (3)

免震層の振動の減衰による加速度の低減率を、

1.5

Cvi Ts 流体ダンパーの減衰係数(次の式により求めた設計限界変位時に免震層に生ずる等価 イに規定する設計周期 (単位

秒)

速度㎏に応じた流体ダンパーの減衰力を当該等価速度で除した数値

この式においてふは、 免震層の設計限界変位を表す。

M イに規定する総質量 (単位 トン)

 $1+10(h_d + h_v)$

この式において、 Fh 免震層の振動の減衰による加速度の低減率 Fḥ ha 及びhvは、 それぞれ次の数値を表す。 (○・四を下回る場合にあっては、

〇 · 四

とする。)

-12-

次に掲げる式によって計算すること。

 $h_{\mathbf{d}}$ ①に規定する、履歴免震材料による免震層の等価粘性減衰定数

 $h_{\boldsymbol{v}}$ ②に規定する、 流体ダンパー による免震層の等価粘性減衰定数

④ 地震によって免震層に作用する地震力を、イに規定する設計周	・に規定する設計周期™に応じて次の表に掲げる式によ
って計算すること。	
Ts 0.16の場合	Q = (3.2 + 30Ts) M Fh Z Gs
0.16 Ts <0.64 の場合	Q = 8M Fh Z Gs
0.64 Ts の場合	$Q = \frac{5.12}{T_S} M \text{ Fh Z Gs}$
この表において、Q、M、h、Z及びGは、	それぞれ次の数値を表すものとする。
Q 地震によって免震層に作用する地震力(単位	位 キロニュートン)
M イに規定する総質量 (単位 トン)	
h 3に規定する加速度の低減率	
Ζ 令第八十八条第一項に規定するΖの数値	

八 免震層の応答変位を、 口に定めるところにより計算した地震によって免震層に作用する地震力を免

震層の等価剛性で除した値として計算すること。

四 建築物とその周囲の構造物等との間隔が、 前号八に定めるところにより計算した免震層の応答変位の

・二五倍以上で、 かつ、 当該応答変位に○・二メートルを加えた数値以上であることを確かめること

ただし、 建築物とその周囲の構造物等との間の空間を通行等の用に供する場合においては、「一・二

五倍」を「二倍」と、「○・二メートル」を「○・八メートル」と、それぞれ読み替えて計算した数値

によるものとすること。

五 第三の免震層の設計限界変位は、 当該免震層に設置した免震材料のうち一の材料がその種類に応じて

次の表に掲げる式によって計算されるそれぞれの免震材料の設計限界変形に達した場合の層間変位以下

の変位であること。

免震材料の種類

設計限界変形

Z E	弾性支承	0.6ôu
	すべり支承及び転がり支承	0.7δu
ダンパー		0.75ôu
この式において、	おいて、℆は免震材料の水平基準変形(単位	単位(メートル)を表す。

六 次に定めるところにより上部構造の構造計算を行うこと。

1 地震時に限り、令第八十二条第一号から第三号まで(地震に係る部分に限る。)に定めるところに

よること。この場合において、令第八十八条に定めるところにより地震力を計算するに当たっては、

「建築物の地上部分」を「上部構造」と、地震層せん断力係数いを次の式により計算されるいと、そ

れぞれ読み替えるものとする。

$$Cri = 1.3 \frac{\sqrt{\left(Qh + Qe\right)^2 + 2\epsilon(Qh + Qe)Qv + Qv^2}}{M \cdot g} \cdot \frac{Ai\left(Qh + Qv\right) + Qe}{Qh + Qe + Qv}$$

この式においてい、 Qh Qe Qv M及びAiは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Gi 上部構造の各部分における地震層せん断力係数

Qh 免震層が応答変位に達する時に弾塑性ダンパー及びこれと同等の減衰特性を有する支承

又は支承の部分が負担する水平力の合計 (単位 キロニュートン)

Qе 免震層が応答変位に達する時に支承(弾塑性ダンパーと同等の減衰の特性を有する部分

を除く。) が負担する水平力の合計 (単位 キロニュートン)

Qv 度における流体ダンパーの減衰定数を乗じて得た数値の合計 (単位 次の式によって計算した免震層の応答速度♡に一・八を乗じて得た数値に、 キロニュートン) 当該応答速

$$V_{\rm T} = \sqrt{\frac{(Qh + Qe) \Delta}{M}}$$

この式において、 及び M は、 それぞれ次の数値を表すものとする。

第四号八に規定する応答変位(単位 メートル)

M 第三号イに規定する総質量 一(単位 トン)

流体ダンパーによる免震層の減衰の特性に応じて次の表に掲げる数値

Ai M Vr Vy Vy < Vr の場合 令第八十八条第一項に規定するAiの数値 第三号イに規定する総質量 (単位 トン) この表において、 Vy の場合 各流体ダンパーの降伏速度 (単位 ℚの算定式における応答速度 (単位 Vr 及びVy は、 それぞれ次の数値を表す。 メートル毎秒)の最小値 メートル毎秒) 0

上部構造の各階の層間変形角(イの地震力によって各階に生ずる層間変位の当該各階の高さに対す

る割合をいう。) が三百分の一以内 (上部構造の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが

九メートル以下である場合にあっては、二百分の一以内) であることを確かめること。

七 次の式によって計算した免震層のせん断力分担率が○・○三以上となることを確認すること。

$$\alpha = \frac{\sqrt{\left(Qh + Qe\right)^2 + 2\epsilon(Qh + Qe)Qv + Qv^2}}{M \cdot g} \cdot \frac{Qh + Qv}{Qh + Qv + Qe}$$

この式において、 Qh Qę Qv 及び M は、 それぞれ次の数値を表すものとする。

免震層のせん断力分担率

^Q、^Q、^Q及び 前号イに規定する^Q、^Q、^Q及び

の数値

M 第三号イに規定する総質量 (単位 トン)

八 次の式により計算した免震建築物の接線周期が二・五秒以上となることを確認すること。 ただし、 建

築物の高さが十三メートル以下であり、かつ、軒の高さが九メートル以下である場合にあっては、 接線

周期を二秒以上とすることができる。

 $Tt = 2\pi \sqrt{\frac{M}{Kt}}$

この式において、Tt、M及びEは、それぞれ次の数値を表す。

↑ 免震建築物の接線周期(単位 秒)

M 第三号イに規定する総質量 (単位 トン)

Kt 各免震材料ごとの応答変形(免震層に応答変位を生じている場合の各材料の変形をいう。

)における接線剛性の合計(単位 ーメートルにつきキロニュートン)

九 免震材料(鉛直荷重を支持しないものを除く。)について、以下の計算を行うこと。

1 上部構造 の総質量の一・三倍に相当する荷重と第六号により計算された上部構造の地震力による変

動 軸 力との和により各免震材料に生ずる圧縮の応力度が当該免震材料の材料強度を超えないことを確

かめること。

上部構造 の総質量 (積雪に関する部分を除く。) の〇・七倍に相当する荷重と第六号により計算さ

れた上部構造の地震力による変動軸力との和により各免震材料に生ずる圧縮の応力度が零以下となら

ないことを確かめること。

+ 第六号の規定により計算された上部構造の最下階に作用する地震力及び令第八十八条第四項に規定す

る地震力の二倍の地震力により建築物の上部構造及び免震層以外の部分の構造耐力上主要な部分 の 断 面

に生ずる応力度を令第八十二条第一号及び第二号の規定によって計算し、 令第三款に規定する短期に生

ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

十一 令第八十二条第四号の規定によること。

十二 令第八十二条の五の規定によること。

第四 免震材料の許容応力度

免震材料の許容応力度は、 免震材料の種類に応じて以下の表の数値によることとする。

	長期に生ずる力に対する許容応力	に対する許容応力	短期に生ずる力に対する許容応力	2対する許容応力
	度(単位 一平方	一平方ミリメートルに	度(単位 一平方	- 平方ミリメートルに
免震材料	つきニュートン)		つきニュートン)	
	圧縮	せ ん 断	圧縮	せ ん 断
積層ゴム支承	<u>Fc</u> 3	<u>2Fs</u> 3	<u>2Fc</u> 3	Fs
すべり支承及び転がり支承	<u>Fc</u> 3		<u>2Fc</u> 3	
弾塑性ダンパー		<u>2Fy</u> 3		Fy
この表において、₧及び₧は、	それぞれ免震材料	の鉛直限界面圧の	R及びFVは、それぞれ免震材料の鉛直限界面圧及び降伏強度を表すものとする。	ッものとする。 (
単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	コュートン)			

第五 免震材料の材料強度

免震材料の材料強度は、 免震材料の種類に応じて以下の表の数値によることとする。

克 雯才抖	材料強度 (単位 一平方ミリ	一平方ミリメートルにつきニュートン)
乡潭木米	圧縮	せん断
積層ゴム支承	Fc	Fs
すべり支承及び転がり支承	Fc	Fs
弾塑性ダンパー	Fc	Fs
この表において、圧及び≧は、	쭌及び∾は、それぞれ第四の表に規定する免震な	材料の鉛直基準強度及び当該材料に
水平基準変形を与えた時の水平力	水平基準変形を与えた時の水平力を当該免震材料の断面積で除した物	数値を表すものとする。 (単位 一
平方ミリメートルにつきニュートン)	シ	

附則

この告示は、公布の日から施行する。